

倉吉市入札参加資格者指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等及び物品購入等（以下「市工事等」という。）について、入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、不正又は不当な行為を行った有資格業者に対して指名停止を行うこととし、その基準及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (2) 物品購入等 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）並びに物品の賃貸をいう。
- (3) 有資格業者 市が発注する建設工事等及び物品購入等に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定に基づく指名競争入札参加資格を有する者をいう。
- (4) 指名停止 有資格業者が一定の要件に該当するため、市工事等を受注するのにふさわしくない場合に、一定の期間を定めてその指名の対象から除く措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置事由の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置事由の2以上に該当したときは、当該措置事由ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置事由に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号の措置事由に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置事由に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置事由

に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第6条第1号の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第6条第1号に該当する場合にあっては、別表第2第5号又は第8号に定める期間を限度とする。）まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号に掲げるいずれかのときに該当した場合（前条第2項の規定に該当した場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間を、指名停止期間の短期とする。

- （1）市の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を確認した場合において、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第8号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該案件について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
- （2）入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（前号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間
- （3）市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号に該当する有資格業者者に悪質な事由であるとき。（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

（指名停止の特例）

第8条 市長は、特殊な技術を要するもの、災害復旧その他急を要するものその他のやむを得ない理由があると認められる市工事等を施行しようとするときは、指名停止期間中の有資格業者を当該市工事等に関し、指名又は随意契約の相手方とすることができる。

（指名停止事由発生の報告及び事情聴取）

第9条 市工事等を主管する課長又は関係機関の長は、有資格業者が別表各号のいずれかに該当し、又は該当する疑いがあることを認めたときは、速やかに指名停止事由発生報告書（様式第1号）により、指名停止審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出するものとする。

2 審査委員会は、指名停止に関し必要があると認めたときは、別表各号のいずれかに該当し、又は該当する疑いがある有資格業者及びその関係者から、事情聴取をしなければならない。

（指名停止の決定）

第10条 市長は、指名停止をしようとするときは、審査委員会の意見を徴し、決定するものとする。指名停止の変更をしようとするときも、同様とする。

（指名停止の通知等）

第11条 市長は、前条の規定により指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対し指名停止通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、第5条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しそれぞれ指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、第8条の規定による指名停止の特例措置を行ったときは、指名停止特例通知書（様式第5号）により当該有資格業者に対し通知するものとする。

4 市長は、前3項の規定による通知を行ったときは、当該通知に係る決定等の内容を市ホームページに掲載するものとする。

（下請等の禁止）

第12条 市長は、市工事等（建設工事等に係るものに限る。）について、指名停止の期間中の有資格業者がその全部又は一部を下請することを承認してはならない。別表各号の措置事由に該当した業者で、有資格業者でないことにより指名停止の対象としなかった下請負人についても、同様とする。

（指名停止期間の取扱等）

第13条 指名停止期間が、指名競争入札参加資格の有効期間の残月数を超えるとときは、次の指名競争入札参加資格申請が行われ、有資格業者となった場合は、当該超える期間を引き続き適用するものとする。

2 指名停止期間が、指名競争入札参加資格の有効期間の残月数を超えるとときは、次の指名競争入札参加資格申請が行われなかった場合において、前項の残月数を超える期間は、市工事等（建設工事等に係るものに限る。）の下請負人になることはできない。

（指名停止の不遡及）

第14条 指名停止を行う際、現に当該指名停止に係る有資格業者と締結している契約（締結に至っていないが、入札で落札したものを含む）については、この要綱の規定は、適用されないものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第15条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項について必要がある場合には、審査委員会に諮り決定するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱による指名停止の措置が継続している者については、当該

指名停止が行われた日に改正後のこの要綱の規定により指名停止が行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の倉吉市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止の措置を受けているものは、当該指名停止が行われた日にこの要綱による改正後の倉吉市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の規定により指名停止が行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

(別表第2 10号(建設業法違反行為)を追加した。)

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

要綱第5条(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)を追加した。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(別表第2 9号(暴力的不法行為)の内容を一部追加した。)

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。

別表第1（第3条関係） 市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 事 由	指名停止期間
(虚偽記載) 1 市工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑履行) 2 市工事等の履行に当たり、過失により市工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1ヵ月以上12ヵ月以内
3 他の公共機関が発注した建設工事等又は物品購入等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により一般工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の履行に当たり、契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故) 7 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上3ヵ月以内

※5号から8号の規定は、自然災害に起因するものについては措置しない。

別表第2（第3条関係） 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 事 由	指名停止期間
(贈賄)	
1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	4ヵ月以上12ヵ月以内
(2) 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時市工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3ヵ月以上9ヵ月以内
(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヵ月以上6ヵ月以内
2 次に掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
(2) 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
(3) 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内
3 次に掲げる者が市の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
(2) 一般役員等	1ヵ月以上3ヵ月以内
(3) 使用人	1ヵ月以上2ヵ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 市内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内
6 市の区域外の他の公共機関の建設工事等又は物品購入等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内
8 市工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から

いで公訴を提起されたとき。	3 ヶ月以上12 ヶ月以内
(暴力団との関係) 9 有資格業者（その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者（以下「経営幹部」という。）を含む。）が暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であることを知りながら、当該暴力団員について次の事項に該当するに至ったとき。 (1) 暴力団員を経営幹部とすること。 (2) 暴力団員を雇用すること。 (3) 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。 (4) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に工事を下請けさせること。 (5) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。 (6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。 (7) 市工事等又は一般工事等の履行において、暴力団関係者から不当介入を受けながら市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	当該認定をした日から 12 ヶ月以上36 ヶ月以内 6 ヶ月以上36 ヶ月以内 4 ヶ月以上36 ヶ月以内 4 ヶ月以上36 ヶ月以内 6 ヶ月以上36 ヶ月以内 2 ヶ月以上36 ヶ月以内 1 ヶ月以上6 ヶ月以内
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 (2) 建設業法の規定に違反し監督処分がなされた場合。（市長が軽微なものと判断した場合を除く。）	当該認定をした日から 2 ヶ月以上9 ヶ月以内 1 ヶ月以上9 ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上12 ヶ月以内 当該認定をした日から 1 ヶ月以上9 ヶ月以内 その都度決定

<考え方>

※1つの事案に措置理由が2つ以上該当する場合は、指名停止期間の長い方を措置する。

※一つの事案について、指名停止は1度とする。

※（次の場合は、指名停止期間を2倍する。）

- （１） 指名停止期間の満了後1ヵ年を経過するまでに指名停止措置事由に該当する場合。
- （２） 贈賄、独占禁止法違反、談合の措置事由に係る指名停止の期間満了後3ヵ年を経過するまでに、贈賄、独占禁止法違反、談合の措置事由に該当する場合。